八　独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十五条第一項第十二号
九　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十号
十　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第一項第二十号
十一　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第一項第二十号
（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令等の一部改正）
第七条　次に掲げる政令の規定中「第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項」を「第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項」に改める。
一　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第八号
二　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第十八号
三　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十九号
四　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二十二条第一項第九号
五　国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第十五条第一項第八号
六　国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）第十四条第一項第六号
（日本下水道事業団法施行令の一部改正）
第八条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表第一種技術検定の項中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。
第五条第一項第一号から第三号までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同項第五号中「第二十五条の十七第二号」を「第二十五条の二十九第二号」に改める。
第七条第一項第十四号中「第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項」を「第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項」に改める。
（地価税法施行令の一部改正）
第九条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。
第六条第四項第三号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。
（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）
第十条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第七条第二十二号の二中「第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項」を「第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項」に改める。
（都市再生特別措置法施行令の一部改正）
第十一条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。
第三十条に次の一号を加える。
五　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域

附　則
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

都市計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十七号

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十一号（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の九中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十八号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第五項第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは「第三十一条第一項第三号」とする。